

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

高額医療費等の払いもどし申請について

○長寿医療制度では、医療機関で支払った1か月の自己負担額が高額になり、払いもどしの該当となった方には申請の通知をお送りいたします。

○申請は初回のみです。2回目以降、高額医療費の該当になった場合は、届け出されている指定の金融機関の口座へ振り込まれるようになります。

○平成20年3月末日までに老人医療制度で払いもどし手続きを取られている方については、手続きは不要です。ただし、振込口座をゆうちよ銀行に指定されていた方については再度申請をいただいたく必要があります。

○銀行の口座番号や口座の名義人等の変更があった場合には、届け出をお願いします。

●申請時に必要なもの：被保険者証、認印、口座番号の分かるもの

入院時の食事代等の自己負担額減額について

○平成20年度の市町村民税が非課税の世帯に属する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、自己負担額や食事負担額が軽減されます。

○申請をすれば、申請をした日の属する月の初日から有効の認定証が交付されます。

○認定証の交付を受けずに、医療機関の窓口で食事代等を支払われた場合、原則として、入院時にさかのぼって食事代等の軽減を受けることはできません。医療機関へ入院される際は、認定証が必要な場合は、早めに申請の手続きを行ってください。

●申請時に必要なもの：被保険者証、認印

問い合わせ

高知県後期高齢者広域連合

☎ 8 2 1 - 4 5 2 5

(代表)

町民課

☎ 8 9 3 - 1 1 1 7

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届のお知らせ

児童扶養手当を受給されている方は、現況届の提出が必要です。また、特別児童扶養手当を受給されている方は、所得状況届の提出が必要です。提出されないと8月以降の手当が停止となります。

【受付期間】

児童扶養手当

8月4日(月)～28日(木)

(ただし土・日曜日を除く。)

特別児童扶養手当

8月11日(月)

～9月5日(金)

(ただし土・日曜日を除く。)

【必要なもの】

※印鑑

※手当証書

※現況届・所得状況届各様式

※世帯全員の住民票

(児童扶養手当受給者のみ)

※世帯分離証明書(該当者のみ)

※別居・監護申立書及び児童

の住民票(該当者のみ)

※平成20年度所得証明書

(平成20年1月2日以降に

転入された方)

【受付場所】

町民課

☎ 8 9 3 - 1 1 1 7

吾北総合支所住民課

☎ 8 6 7 - 2 3 0 0

本川総合支所住民課

☎ 8 6 9 - 2 1 1 2

【注意事項】

※現在所得制限等により支給停止となっている方も提出してください。

※所得の申告は必ずしてください。

※確認事項がありますので出張所、郵送では受付できません。

※児童扶養手当と特別児童扶養手当を両方受給されている方は、8月11日(月)以降に一緒に提出してください。

《児童扶養手当支給額の

一部支給停止措置について》

平成20年度から、母子家庭の自立を促進する目的で児童扶養手当の支給額が見直されました。

児童扶養手当の支給から5年を経過する等の要件に該当する場合は、児童扶養手当の支給額が、全額又は、一部支給停止されます。ただし、支給停止除外要件に該当する方

には事前に関係書類を送付します。必要な書類を提出すれば継続して手当を支給することができまますので、必ず手続きをしてください。

《児童手当現況届の

提出はお済みですか?》

現在児童手当を受給されている方には、6月に現況届の提出についてお知らせをしています。現況届の提出をされない場合は、6月分以降の手当が支給できません。早急に提出してください。

昨年度却下になった方も、所得等の状況によっては受給できますので、新たに認定請求書の提出を行ってください。

現況届は町民課、吾北・本川各総合支所住民課にあります。次のものを必ずご持参ください。

※印鑑

※受給者(保護者)の健康保険

被保険者証(写)又は年金加

入証明書

(国民年金加入の方は、必

要ありません。)

※所得・課税証明書

(平成20年1月2日以降に